

# 業 務 委 託 契 約 書

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、警察本部防災監視センター管理運営業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託件名 警察本部防災監視センター管理運営業務
- (2) 委託場所 宮崎市旭1丁目8番28号

（委託期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和10年11月30日までとする。

（委託料等）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委託料 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （月額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

消費税及び地方消費税額

金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （月額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

合計 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

（令和8年度 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円） （月額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

（令和9年度 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円） （月額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

（令和10年度 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円） （月額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

2 委託料等の支払いは毎月払いとし、1回あたり金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇, 〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

【第4条 契約保証金は、免除する。】

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を別添の警察本部防災監視センター管理運営業務仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(業務日誌等)

第9条 業務日誌等は次のとおりとし、関係書類の整備保管は厳重に行うこと。また、図面は常に最新の状況を示しているように必要な修正を加えること。

- (1) 防災監視センター業務日誌（別記様式2）
- (2) 積算電力検針記録簿（電力会社の様式）
- (3) 支給品管理台帳（任意様式）

2 乙は、毎日、業務日誌に内容を記録の上、翌日以降の平日午前9時までに甲に提出し、検査員の確認を受けなければならない。

3 乙は、防災監視センター業務日誌を添付した防災監視センター管理運営実績報告書（別記様式3）（以下、「実績報告書」という。）を翌月10日までに甲に提出しなければならない。

4 甲は、実績報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

5 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

6 第4項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料等の請求及び支払)

第10条 乙は、甲から前条第4項（同条第5項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に委託料等の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料等を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時警察本部防災監視センター管理運営業務等の契約

を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(エに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮 崎 県  
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

## 別添

### 警察本部防災監視センター管理運営業務仕様書

- 1 本仕様書は宮崎県警察本部庁舎（以下「本庁舎」という。）の防災監視センターの業務を実施するに当たり、その管理運営の方法を定め、本庁舎の電気、空調、給排水衛生設備等の安定かつ効率的な運転により、本庁舎の機能を十分に発揮し、かつ、快適な執務環境を維持することを目的とする。
- 2 乙は、その業務を主に防災監視センターにおいて行い、必要に応じて本庁舎の各室において作業を行うものとする。
- 3 乙は、本契約締結後速やかに業務代理人及び業務従事者を選任し、別記様式1を甲に提出しなければならない。乙が業務代理人及び業務従事者を変更したときも同様とする。業務代理人のうち1名は、宮崎県警察本部庁舎消防計画に定める統括管理者とする。
- 4 業務代理人及び業務従事者の必要な資格等は次のとおりとし、それぞれの資格等を満たす者を配置するものとする。また、資格等の写しを別記様式1に添付し提出すること。資格等を更新した場合も写しを提出すること。
  - (1) 第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格
  - (2) 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）の資格
  - (3) 総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う自衛消防組織の業務に関する講習の修了証
- 5 業務代理人は、本庁舎の防災監視センターに常駐し、その責務は次のとおりとする。
  - (1) 業務に関する甲との連絡及び調整
  - (2) 勤務する者の労務管理及び指揮監督
- 6 勤務時間等については、次のとおりとする。

	勤務時間	業務代理人	業務従事者
平日	8:30 ～ 17:15	1名	2名以上
	17:15 ～翌 8:30	1名	1名以上
休日	8:30 ～翌 8:30	1名	1名以上
- 7 勤務する者は、安全で清潔な統一した服装をし、警察関係職員通行証を身に付けなければならない。
- 8 設備の故障等が発生した場合は、直ちに現場を確認し、適切な処置を行うものとする。その際、甲の指示を仰ぐものとし、処置後については、その結果を甲へ連絡すること。ただし、緊急を要する場合において、甲と連絡が取れない場合は、あらかじめ決められた保守業者に連絡して処置を行うものとする。

9 諸設備にかかる共通の業務は次のとおりとする。

- (1) 諸設備の運転及び監視
- (2) 諸設備の日常の巡視点検、異常時の措置、消耗品等の補充交換
- (3) 各種計量器の読みとり（電気、ガス、水道、井水他）及び検針時の立会
- (4) 別に定める諸設備ごとの定期点検
- (5) 別に定める諸設備ごとの目視点検
- (6) 別途外注する諸設備の保守点検等の立会および検査の補助
- (7) 諸設備の非常時における適切な処置
- (8) 設備全般および防災監視センター室内の清掃・手入れ
- (9) 設備全般の改善立案及び適切な処置

10 対象となる設備及びその設備に係る特別の業務は次のとおりとする。

(1) 電気設備

- ア デマンド監視及びピークカットプログラムの変更
- イ 電気事業法に基づく日常点検
- ウ C V C F 装置、非常用発電機の管理
- エ 照明器具の灯具交換（令和9年度まで）
- オ 照明パターンプログラムの変更
- カ 雷保護設備の定期点検（月1回）

(2) 空調設備

- ア 各種熱源機器（ポンプも含む）及び空調機器の運転管理及び調整
- イ 運転時間プログラムチャートの変更
- ウ 空調機器の点検及びフィルター、排気口の清掃（5月・11月）
- エ クーリングタワーの用水管理及びシーズン前後の点検、清掃
- オ ドレン立管の点検及び清掃（5月・11月）

(3) 給水（井水）設備

- ア 濾過装置の管理
- イ 残留塩素、pH値測定・記録
- ウ 漏水事故の早期発見復旧処理

(4) 排水設備

- ア 下水道法に基づく検査用採水時の立会
- イ 排水詰まりの除去

(5) 時計装置

- 時刻調整

(6) 放送設備

- 緊急時の放送

(7) 消防設備

- ア 非常時の緊急放送
- イ 消防法に基づく定期点検時の立会及び検査補助
- ウ 防災訓練時の協力
- エ 非火災作動時の原因究明とその除去及び復旧処理

- (8) 給湯設備  
適正湯温の管理
- (9) 都市ガス設備  
ガス漏れ事故の防止
- (10) エレベーター設備  
閉じこめ事故時の救出（但し、着床時に限る）
- (11) I T V設備  
モニター監視と異常時の措置
- (12) 自動ドア、電気錠設備  
開錠、施錠
- (13) 駐車管制設備  
各種設定時間の変更
- (14) 立体駐車設備  
故障時の電源断
- (15) その他
  - ア 本庁舎の各種法律に基づく定期的な点検等の業務時における立会い
  - イ 甲の指定する建築物環境衛生管理技術者と業務連絡を密にすること
  - ウ 定期的な点検及び業務の周期については別表のとおりとする。

上記の業務以外にも目的達成のために必要な業務及び甲から要請された作業等については協力すること。

別記様式1

# 業務代理人・業務従事者選任（変更）届

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

受託者 住 所  
会社名  
代表者

警察本部防災監視センターの業務代理人 業務代理人 を選任（変更）したので、次のとおり届け  
業務従事者 業務従事者  
出ます。

氏 名		年 月 日生
住 所		
最 終 学 歴		
職 歴		
資 格 免 許		

以上のとおり相違ありません

令和 年 月 日

氏 名

印

確認印

## 防災監視センター業務日誌

日	時	令和 年 月 日	曜日	天候		最高気温 ℃	最低気温 ℃
電力消費量		KWH		デマンド値		KW	
ガス使用量		(空調用) Nm <sup>3</sup>		(一般用)		Nm <sup>3</sup>	
水道使用量		m <sup>3</sup>		井水使用量		m <sup>3</sup>	
残留塩素測定		(飲用水) ppm		(雑用水) ppm		pH値測定	
熱源機器 運転状況		吸収式No.1	時 分 ~ 時 分				
		吸収式No.2	時 分 ~ 時 分				
		チラー	時 分 ~ 時 分				
			時 分 ~ 時 分				
点検結果	電気設備		空調設備		給水(井水)設備		
	排水設備		時計装置		放送設備		
	消防設備		給湯設備		都市ガス設備		
	エレベーター設備		I T V 設備		自動ドア、電気錠設備		
	駐車管制設備		立体駐車設備		鍵管理設備		
特 記 事 項	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
				業務代理人(署名)			
				業務従事者(署名)		<input type="checkbox"/>	
						<input type="checkbox"/>	

※午前8時30分から翌日午前8時30分までの作業内容を記載し、翌日以降の平日午前9時まで  
に施設装備課へ提出し、検査員の確認を受けること。  
※業務従事者のうち平日午後5時15分以降に業務代理人を行う者は、署名欄の□にチェックを  
行うこと。

別記様式 3

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

防災監視センター管理運営実績報告書（ 月分）

警察本部防災監視センター管理運営業務委託について、別添の業務日誌のとおり実施したので報告します。

## 別表

区分	設備名称	回数	数量	単位	点検周期
電 気 設 備	照明器具、配線器具	32	19,853	m <sup>2</sup>	月次点検
	照明ランプ交換	2	19,853	m <sup>2</sup>	R8,9LED更新
	分電盤	32	29	面	月次点検
	動力制御盤	32	49	面	月次点検
	受変電設備	32	40	面	月次点検
	“(変圧器)”	140	12	台	週次点検
		32	12	台	月次点検
	“(交流遮断器)”	975	2	台	日次点検
		32	2	台	月次点検
	“(計器用変圧器)”	140	2	組	週次点検
		32	2	組	月次点検
	“(指示計器)”	975	40	面	日次点検
		32	40	個	月次点検
	“(低圧進相コンデンサ)”	140	12	台	週次点検
	非常用発電設備	975	1	組	日次点検
		140	1	組	週次点検
	“(配電盤)”	32	2	面	月次点検
	“(配電盤)”	140	2	面	週次点検
	“(始動用蓄電池装置) (整流装置)”	975	1	組	日次点検
	“(始動用蓄電池装置) (整流装置)”	140	1	組	週次点検
	“(始動用蓄電池装置) (蓄電池)”	140	1	組	週次点検
	“(燃料タンク)”	140	1	台	週次点検
	“(排気管)”	32	1	組	月次点検
	“(バルブ)”	32	1	個	月次点検
	“(試運転)”	32	1	組	月次点検
	直流電源設備(整流装置)	975	1	組	日次点検
	“(蓄電池)”	140	1	組	週次点検
	“(蓄電池)”	140	1	組	週次点検
	無停電電源設備 (整流装置、インバーター装置)	975	1	組	日次点検
	“(蓄電池)”	140	1	組	週次点検
	“(蓄電池)”	140	1	面	週次点検
	外灯設備	975	17	基	日次点検
	“(蓄電池)”	32	17	基	月次点検
	雷保護設備	32	4	基	月次点検
	“(蓄電池)”	32	382	m	月次点検
	構内配電線路・通信線路	32	9	箇所	月次点検
		11	9	箇所	四半期点検
	時計装置	975	1	式	日次点検
	放送設備	975	1	式	日次点検
	消防設備	975	1	式	日次点検
	給湯設備	975	1	式	日次点検
	都市ガス設備	975	1	式	日次点検
	ITV設備	975	1	式	日次点検
	電気錠設備	975	1	式	日次点検
	駐車管制設備	975	1	式	日次点検
自動ドア	975	1	式	日次点検	
立体駐車設備	975	1	式	日次点検	

区分	設備名称	回数	数量	単位	点検周期
機 械 設 備	空気熱源ヒートポンプチラー	425	1	台	日次点検(冷暖房時)
	吸収式冷温水機	425	2	台	日次点検(冷暖房時)
	ヘッダー	32	3	基	月次点検
	冷却塔	60	2	基	週次点検(冷暖房時)
	空調機フィルター洗淨	6	117	枚	年2回
	空調用ポンプ	140	5	台	週次点検
	送風機	140	147	台	週次点検
	〃 同一場所分	140	11	台	週次点検
	全熱交換器	140	26	台	週次点検
	陸上ポンプ	140	6	台	週次点検
		32	6	台	月次点検
	水中ポンプ	140	9	台	週次点検
		32	9	台	月次点検
	飲料用水槽 (受水タンク・高置タンク)	32	2	基	月次点検
	雑用・汚水槽 (汚水槽・雑排水槽)	32	6	基	月次点検
	水質の維持(残留塩素測定)	140	1	回	週次点検
	〃(外観検査)	975	1	回	日次点検
	〃(雑用水)	140	1	回	週次点検
	エレベーター	975	4	基	日次点検
	中央監視 制御設備	監視制御機器(外観)	975	1	組
〃(装置機器等)		975	1	組	日次点検
電源装置(蓄電池含む)		140	1	組	週次点検
機械室内ドレン立管点検清掃		6	10	箇所	年2回

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

### (資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。